

2006年7月5日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

実務対応報告公開草案第23号

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見の提出について

企業会計基準委員会名をもって平成18年6月6日付でコメントの募集が行われた実務対応報告公開草案第23号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

審議委員

公認会計士(新日本監査法人)

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

公認会計士(監査法人トーマツ)

中 島 努

公認会計士(あずさ監査法人)

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挟 誠 一

公認会計士(中央青山監査法人)

山 岸 聡

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

実務対応報告公開草案第 23 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

貴委員会が平成 18 年 6 月 6 日に公表した「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(以下、実務対応報告公開草案第 23 号という。)は、繰延資産として計上可能な費用の会計処理を、原則として、支出時に費用として処理するものとし、例外として繰延資産に計上することを認めている。この考え方には賛成であるが、現行実務では、繰延資産の会計処理を一括償却するものと定めている会社が多い。この場合、これまで行われていた一括償却を支出時費用処理に変更したとしても、財務諸表に与える影響はほとんどないと考えられるので、財務諸表等規則のガイドライン 8 の 3 第 2 項に基づき、会計方針の変更としての注記はいらぬことを、明示すべきである。

実務対応報告公開草案第 23 号は、平成 18 年 5 月 1 日に施行された会社法及び会社計算規則の規定に対応するために設定したものである。しかし、実務対応報告公開草案第 23 号は、会社計算規則 37 条及び 40 条が容認している「株式交付費を資本から直接控除する会計処理」を認めないものとし、その理由として、株式交付費は株主に支払われたものではないこと、社債発行費との会計処理が異なること、投資家に対する情報の有用性から資金調達費用を会社の業績に反映させるべきであること、の 3 点を挙げている。確かに、このように考えることもできるが、会社が資金調達活動により獲得し事業に利用できる資金は株式交付費を控除した残額であり、その支出の相手先の違いにより会計処理の違いを設ける理由は乏しく、また、社債発行費の償却につき利息法を採用し償却期間を社債の償還期間としたことは、社債発行費を社債発行差金と同様に利息としての性格を有するものと捉えているのであるから、社債発行費の会計処理との違いをもって株式交付費を資本から直接控除することを認めないものとするのも、積極的な理由にはあたらないと考えられる。

さらに、国際会計基準及び米国基準が株式交付費を資本から直接控除する処理を認めており、投資家に対する情報の有用性を考えた場合、会社が獲得した資金を基準として各指標を算定すべきとも考えられるので、株式交付費を資本取引として資本から直接控除することにも、一定の合理性があるものと考えられる。したがって、株式交付費を払込資本からの控除を認めないとする会計処理を「当面の取扱い」とすべきではなく、両者を認める会計処理を「当面の取扱い」とすべきと考える。その上で、海外の会計基準の動向も踏まえ、十分に時間をかけて議論した後に、明確な会計基準を設定すべきであると考えられる。

また、このように株式交付費を資本取引として資本から直接控除することも認めた場合、創立費の会計処理についても、会社計算規則 74 条が創立費を資本から直接控除することを認めているのであるから、同様に資本から直接控除する会計処理も認めるべきである。

以上